

第 36 回総会議事録

(令和 8 年 6 月 25 日開催)

横浜市南西部農業委員会

横浜市南西部農業委員会 第 36 回総会 議事録	
日 時	令和 8 年 6 月 25 日（木曜日）14 時 06 分～14 時 57 分
開催場所	戸塚区役所 8 階大会議室 A
出席者の状況	総農業委員数 12 名 出席農業委員数 10 名 欠席農業委員数 2 名（別添出欠状況表のとおり）
開催形態	公開（傍聴者 0 名）
議 題	1 議案事項 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請に対する処分について 第 2 号議案 農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地証明について 第 3 号議案 納税猶予に関する適格者証明について 第 4 号議案 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について 第 5 号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての説明について 第 6 号議案 買い取らない旨の通知をした生産緑地地区のあっせんの協力について 2 報告事項 第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地転用届出受理について 第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出受理について 第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出受理について 第 4 号 農業経営改善計画の認定について 第 5 号 農地所有適格法人の事業の状況等報告について 第 6 号 横浜市南西部農業委員会農地利用最適化推進委員候補者の決定について〔再募集〕 3 その他
審議結果	第 1 号議案 5 号 許可 6 号 許可 7 号 許可 8 号 許可 第 2 号議案 7 号 承認 第 3 号議案 2 号 承認

	第 4 号議案 12 号 承認 13 号 承認 14 号 承認 15 号 承認 16 号 承認 17 号 承認 18 号 承認 第 5 号議案 1 号 承認 第 6 号議案 栄 6
<略語集> ・ 農振白地…農業振興地域白地 ・ 調整白地…市街化調整区域白地	
議 事	
事務局	(開会 14 時 06 分) 事務局から出席状況（出席委員 10 名、欠席委員 2 名）を報告し、総会成立要件を満たしていることを報告する。農業委員会会議規則により矢島会長が議長になる。
議長	第 36 回の総会にお集まりいただき、ありがとうございます。 ただいまより第 36 回総会を開会いたします。議事録署名人は、石井豊委員と宮森委員にお願いします。
議長	それでは議題に入らせていただきます。第 1 号議案「農地法第 3 条の規定に基づく許可申請に対する処分について」を審議します。受付番号 5 号から審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局 廣瀬委員	<第 1 号議案受付番号 5 号を朗読> 申請地は、相沢小学校から北西へ 300m の調整白地 2 筆 1 団地です。申請地については、これまで農地復元事業により、遊休農地を復元し利用権を設定し法人が借り受ける形で農地を利用していました。本申請では、法人の代表が新規参入として個人で農地を取得するものです。申請地では、バジル、レモングラス、ピーマンなどを作付ける予定となっています。以上、御審議のほどよろしくをお願いします。
議長	御意見がなければ、採決を行います。 第 1 号議案受付番号 5 号について、許可とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第 1 号議案受付番号 5 号については、許可とします。

議長	続いて、受付番号6号について審議します。事務局から受付番号6号について、説明をお願いします。
事務局 宮森委員	<第1号議案受付番号6号を朗読> 申請地は小山台小学校から北へ約70mの農用地2筆1団地です。現在、譲受人は主に譲渡人の農地を含む借入農地で露地野菜の経営を行っています。この度、譲渡人の後継者がいないことや、譲受人の経営規模拡大や生産安定等の効率化を図るため、借入農地のうちの1筆と隣接する農地を取得する申請となりました。申請地ではサツマイモやネギなどの露地野菜の栽培を行っていく予定となっています。以上、御審議のほどよろしくお願いします。
議長	御意見がなければ、採決を行います。 第1号議案受付番号6号について、許可とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第1号議案受付番号6号については、許可とします。
議長	続いて、受付番号7号について審議します。事務局から受付番号7号について、説明をお願いします。
事務局 金子委員 小川推進委員	<第1号議案受付番号7号を朗読> 議案の詳細については小川推進委員から説明します。 申請地は、県立横浜ひなたやま支援学校から北へ約60mの農用地1筆です。対象地は、昨年農地造成を行いました。譲渡人のケガ等もあり耕作が難しくなってしまったため、譲渡するものです。譲受人は、申請地の西側で果樹を栽培しており、柑橘などの果樹を栽培する予定となっています。以上、御審議よろしくお願いします。
議長	御意見がなければ、採決を行います。 第1号議案受付番号7号について、許可とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第1号議案受付番号7号については、許可とします。
議長	続いて、受付番号8号について審議します。事務局から受付番号8号について、説明をお願いします。
事務局 矢島会長 小宮推進担当	<第1号議案受付番号8号を朗読> 議案の詳細については小宮推進委員から説明します。 申請地は、県立境川遊水地公園から南へ約150mの農振白地1筆です。譲渡人は令和6年末の相続により申請地を取得しましたが、他の仕事をしており、家族も農地を耕作できないため、代々野菜農家の隣接農地所有者である譲受人に農地の耕作・管理を手伝ってもらっていました。譲受人の

	所有農地では露地野菜、果樹を栽培しており、すべて肥培管理は良好です。申請地ではコマツナなどの露地野菜を栽培する予定です。以上のことから、申請地の所有権移転は問題ないと思われます。御審議よろしく申し上げます。
議長	御意見がなければ、採決を行います。 第1号議案受付番号8号について、許可とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第1号議案受付番号8号については、許可とします。
議長	次に、第2号議案「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地証明について」を審議します。受付番号7号について事務局から説明をお願いします
事務局 石井勝委員	<第2号議案受付番号7号を朗読> 申請地は、県立松陽高校の道路を挟んだ南側50mの農振白地です。道路の幅が狭く、土地所有者は相続前から自宅の敷地、通路やごみ置場として利用しているとのことです。平成19年の航空写真から現地の状況は現在と大きく変わっておらず、農地性は無いものと思われます。ただ、我々委員から意見がありまして、皆様にもお伝えします。現地確認を行った際に、申請地はすでに道路の拡張工事が行われており、申請地を含む道路のアスファルトが剥がされ砂利敷きとなっていました。これでは、農地性があつたかどうかの確認ができないということで事務局に対し指摘をしています。今回は写真がありましたので、着工前の状況確認ができましたが、もし事前着工されてしまうと確認ができない場合もあると思いますので、しっかりと手順を追った申請が行われるように事務局から申請者及び事業者に指導をお願いしたいと思います。
議長 事務局	今の意見に対して、事務局より説明をお願いします。 ただいまの御指摘については、現地でも指摘いただいております。事務局でも検討を行いました。今回の件に関しては、様々な資料と比較して検討した結果、御指摘のような課題はあるものの、過去の航空写真や周辺の土地利用状況から総合的に判断して、非農地証明の発行は問題ないという結果になりました。ただ、案件によっては非農地であることが確認できない事態も発生しかねないとも判断しています。場合によっては、非農地が確認できないことにより、申請者が想定している計画に大きな影響が生じてしまう可能性もあったため、申請者及び事業者には今回のような非農地証明の申請前に事前着工を行うことなく、現状を維持した状態で手続きを行うように今後指導をしていくつもりでございます。
金子委員	1つ質問ですが、今回の申請地について、固定資産税は非課税となっているのでしょうか。
事務局	公道であれば非課税となりますが、申請者に確認をしたところ、今後も

	公道にする予定はなく、私道で持ち続ける意向があるとのことだったため、なんらかの形で課税されていると思われます。
金子委員	分筆はされていなかったのでしょうか。
事務局	もともとは分筆されておらず、今回非農地を申請するにあたって分筆したようです。
石井豊委員	宅地のようになっているところは、農地ではないのでしょうか。
事務局	今回は申請者及び事業者が当該地のみを申請してきたため、周辺の土地の地目に関しては未確認です。
議長	ほかに御意見がなければ、採決を行います。
	事務局から申請者及び事業者に対して、不適切な手続きが行われることのないよう指導することをお願いし、第２号議案受付番号７号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第２号議案受付番号７号については、承認とします。
議長	次に、第３号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を審議します。受付番号２号について事務局から説明をお願いします
事務局	<第３号議案受付番号２号を朗読>
宮森委員	申請地は、野庭表町公園から西へ約 260mの農用地及び農振白地 13 筆 4 団地、野庭なかよし公園から西へ約 490mの農振白地 1 筆、小山台中学校から北へ約 160mの農用地 4 筆 1 団地の計 18 筆です。水稻やトマト、ジャガイモなどの露地野菜を栽培しており、申請地内の肥培管理は良好でした。
議長	御意見がなければ、採決を行います。
	第３号議案受付番号２号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第３号議案受付番号２号については、承認とします。
議長	次に、第４号議案「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について」受付番号 12 号、13 号、14 号について一括で審議します。事務局から説明をお願いします
事務局	<第４号議案受付番号 12 号、13 号、14 号を朗読>
矢島会長	12 号について、申請地は、笠間小学校から北西に約 430mの生産緑地 2 筆です。タマネギやジャガイモなどの露地野菜を栽培しています。肥培管理は良好です。
石井勝委員	13 号について、申請地は、和泉小学校から北へ 300mの農用地 3 筆と、農振白地 3 筆の合計 6 筆 4 団地です。露地野菜、施設野菜を栽培しており、肥培管理は良好です。
石井勝委員	14 号の和泉町の詳細については清水推進委員から説明します。
清水推進委員	申請地は、境川遊水地公園から東に約 200mの農用地 3 筆です。

石井豊委員 和田推進委員	露地野菜を栽培しておりましたが、法面部分の刈り込みがされていませんでした。改めて本日、現地調査を行ったところ、刈り込みが行われていたため、肥培管理は概ね良好と言えます。 14号の下飯田町の詳細については和田推進委員から説明します。 申請地は、飯田交差点から北西へ約400mの調整白地1筆です。現在作付けは行われていませんでしたが、耕起はされており、肥培管理は良好です。
議長	御意見がなければ、採決を行います。 第4号議案受付番号12号、13号、14号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員 議長	(総員挙手) 総員挙手と認め、第4号議案受付番号12号、13号、14号については、承認とします。
議長	続いて、受付番号15号、16号、17号について一括で審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局 金子委員 小川推進委員	<第4号議案受付番号15号、16号、17号を朗読> 15号の議案の詳細については小川推進委員から説明します。 申請地は、県立横浜ひなたやま支援学校から北東へ約400mの調整白地2筆1団地です。ダイコンやサツマイモなどの露地野菜を栽培しており、肥培管理は概ね良好です。
矢島会長	16号について、申請地は、笠間小学校から北に約300mの生産緑地2筆及び飯島三ノ宮公園から北西に約80mの生産緑地1筆です。ウメなどの果樹を栽培しています。肥培管理は良好です。
矢島会長 小宮推進委員	17号の詳細については小宮推進委員から説明します。 申請地は、東俣野小学校から北東へ約250mの生産緑地1筆及び農振白地3筆の1団地です。露地野菜のほか、湘南ゴールドやブルーベリーなどの果樹を栽培しています。肥培管理は良好です。
議長	御意見がなければ、採決を行います。 第4号議案受付番号15号、16号、17号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員 議長	(総員挙手) 総員挙手と認め、第4号議案受付番号15号、16号、17号については、承認とします。
議長	続いて、受付番号18号について審議します。 本件は鈴木勇次推進委員に関連する案件になりまので、鈴木勇次推進委員は御退室をお願いします。 (鈴木勇次推進委員退室)
議長	それでは、受付番号18号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 矢島会長 田邊推進委員	<第4号議案受付番号18号を朗読> 議案の詳細については田邊推進委員から説明します。 申請地は釜利谷中学校から北西へ約550mの生産緑地3筆です。ナスやカボチャなどを栽培しており、肥培管理は良好です。
議長	御意見がなければ、採決を行います。 第4号議案受付番号18号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員 議長	(総員挙手) 総員挙手と認め、第4号議案受付番号18号については、承認とします。それでは、鈴木勇次推進委員の入室をお願いします。 (鈴木勇次推進委員入室)
議長	次に、第5号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての説明について」を審議します。受付番号1号について事務局から説明をお願いします
事務局 矢島会長 門倉推進委員	<第5号議案受付番号1号を朗読> 議案の詳細については門倉推進委員から説明します。 申請地は、上矢部小学校から道路を挟んですぐ北側にある11筆1団地です。昨年までは、ジャガイモ・トマトなどの野菜や果樹を10本栽培していましたが、主たる農従事者である願出人の持病である腰痛や膝、右手の痛みが悪化し、継続的な農作業が困難になったということです。病状については、診断書により確認しています。御審議のほどよろしく申し上げます。
議長 奥村委員	御意見、御質問がありましたらお願いします。 基礎的なことで大変恐縮ですが、主たる従事者の方が、身体が不調で農業ができないということだと思うのですが、この農地に関して今後誰が耕作していくかは関係がないのでしょうか。
事務局	「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明」という申請は、土地所有者の方が、病気や死亡を原因として土地を管理できなくなり、売却などを前提にして生産緑地を解除する時に必要な証明となります。質問いただいた今後の耕作に関しては、審査の対象にはなりません。つまり、今回の申請については、これまで主たる従事者であった人が耕作を続けてきたものの、病気や死亡のために今後もう管理・耕作できない、ということについて、証明書を出すという手続きとなります。
議長	ほかに御意見がなければ、採決を行います。 第5号議案受付番号1号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員 議長	(総員挙手) 総員挙手と認め、第5号議案受付番号1号については、承認とします。

議長	次に、第 6 号議案「買い取らない旨の通知をした生産緑地地区のあっせんの協力について」栄 6 について審議します。事務局から説明をお願いします
事務局	<第 6 号議案栄 6 を説明>
議長	事務局の説明の通りです。御協力をお願いします。
議長	続いて、議案書の報告事項について第 1 号報告から第 6 号報告まで一括して事務局から説明をお願いします。
事務局	<報告事項第 1 号から第 6 号まで一括で報告>
議長	報告事項について、御意見等がありましたらお願いします。
議長	以上で、すべての事項を確認しました。全体を通して、御意見、御質問はありますでしょうか。御意見がないようでしたら、これをもちまして第 36 回総会を閉会といたします。 (閉会 14 時 57 分)

令和8年6月25日開催 第36回総会出欠状況

【農業委員】

番号	氏 名	役 職 名	出欠状況	備 考
1	矢 島 寛	会長	出席	議長
2	森 雅 則	会長職務代理者	欠席	
3	田 中 豊		出席	
4	石 井 勝		出席	
5	金 子 秀 喜	連合会理事	出席	
6	石 井 勝 則		出席	
7	奥 村 玄		出席	
8	石 井 豊		出席	議事録署名人
9	根 本 和 正	連合会理事	欠席	
10	宮 森 和 之		出席	議事録署名人
11	鈴 木 宏	連合会理事	出席	
12	廣 瀬 豊		出席	

【農地利用最適化推進委員】

番号	氏 名	役 職 名	出欠状況	備 考
1	小 宮 藤 正		出席	
2	清 水 昭 男	連合会理事	出席	
3	大 山 明 裕		出席	
4	門 倉 和 美		出席	
5	田 邊 実		出席	
6	角 田 雅 久		出席	
7	和 田 新 治		出席	
8	鈴 木 勇 次	連合会理事	出席	
9	宮 川 正		出席	
10	相 澤 藤 雄		出席	
11	小 川 正 寿		出席	

会議に出席した関係者の氏名 田並所長、山本係長、稲葉事務職員、栗林事務職員、木場技術職員、
松本事務職員、吉田技術職員、中村事務職員
農政推進担当：竹園係長、渡利技術職員